

アピアランスケア助成Q&A

項目	質問	回答
助成対象品	ウィッグスタンド、ブラシ、専用シャンプーなどの付属品やケア用品は対象になりますか。	対象となりません。
	ウィッグの購入時にオプションでヘアカットをしてもらいました。この費用も対象になりますか。	ウィッグ購入と同じタイミングでカットした場合は対象です。再調整のカットのみの領収書で申請してきた場合は助成対象とはなりません。
	ヘアターバン・ヘアバンドは対象となりますか。	対象となります。ウィッグと一体的に使用する場合（ウィッグを固定するため）や、帽子と同じ用途で、帽子を被るほどではないが見た目を補うものとして「その他市区町村が認めるもの」に該当します。
	数年前にがん治療で乳房を切除した。最近補整下着を購入しましたが、助成対象になりますか。	過去の手術であっても、手術したことや切除していることが分かる書類があり、1年以内に購入したものであれば対象となります。
	弾性着衣を購入しました。健康保険の療養費支給制度を利用していても申請できますか。	療養費の支給対象とならない自己負担分については助成対象となります。その際、療養費の支給を受けた証明書と領収書を提出すること。領収書が手元にない場合は、療養費申請時の控えなどで上限まで申請しているか確認できる書類をお願いします。
	眉テープ眉タトゥーや医療用エクステは助成対象になりますか。	対象となりません。
	傷に貼るテープ（傷を保護するもの）は助成対象となりますか。	対象となりません。
申請	以前に1回助成金の交付を受けたことがあります。申請は可能ですか。	助成回数は、1人2回までです。以前に他自治体で同種の助成金を交付された方は、あと1回申請が可能です。申請書に助成の回数を記入する欄がありますので、漏れなくご記入ください。
	物品購入者が申請者ではありません。申請は可能ですか。	原則対象者が購入・申請し、対象者へお支払いをします。申請者氏名・口座名義人名・領収書のあて名は同一でご記入ください。 ①対象者が未成年の場合は同一世帯の親権者が申請者となり、お支払いが可能です。 ②その他購入者と申請者が異なる場合は、お問合せください。
	申請書の記入を間違えました。どのように修正すればよいか。	誤ってしまった箇所に二重線を引いていただき、分かるように正しいものを余白に記入してください。 ただし、二重枠内の『※助成金申請金額』については修正ができません。新たに申請書の書き直しをお願いします。複数購入等で金額が不明な場合は、ご相談ください。
	現在は大田区に住民登録があるが、対象品を購入した時は別の自治体に住んでいた。助成対象になるか。	申請時点（購入時点から1年以内）で大田区に住民票を有していれば対象となります。
	物品を複数購入しました。どのように申請すればよいですか。	購入した物品のすべての領収書が購入から1年以内のものであれば、合算ができます。合算する領収書はすべてご提出ください。
治療の証明書	証明書類には具体的に何が記載されていればいいですか。	申請する対象品によって、以下の記載を確認します。 【ウィッグ/帽子を申請する場合】 ・抗がん剤治療の薬剤名 （例）「バクリタキセル」、「エンドキサン」など ・放射線による治療 （例）「放射線治療（頭部）」など ・脱毛の原因となった疾病・外傷 （例）「円形脱毛症」など 【人工乳房/補整下着/弾性着衣を申請する場合】 ・手術による乳房やリンパ節の切除 （例）「乳房切除術」、「リンパ節郭清」など 【エビテーゼを申請する場合】 ・使用する部位の欠損の原因となった外傷等 （例）「外傷性〇〇（部位）欠損」など 【頭皮冷却用キャップ、冷却用グローブ・ソックスを申請する場合】 ・抗がん剤治療の薬剤名 （例）「バクリタキセル」、「エンドキサン」など ご不明な点があればお問合せください。

アピアランスケア助成Q&A

項目	質問	回答
治療の 証明書	診断明細書の日付は1年以上前でもいいですか。	診断明細書の日付は1年以上前でも構いません。
	過去に治療を受けて、いまは手元に証明できるものがありません。	治療を証明する書類は必ずご提出ください。 手元に持っていない場合は、治療した病院に相談してください。 診断書や医師の意見書等でご提出でも構いません。 (有料の場合もございますので、治療した病院にご確認ください)。
領収書	領収書はレシートでもいいですか。	「①宛名(購入者のフルネーム)②購入日、③購入金額、④金額内訳(購入品名)、⑤購入元の住所・名称」の5点が記された領収書(領収書がない場合はそれに準じた書類)が必要になります。
	インターネット(クレジットカード決済)で購入した。その領収書がないが、どうしたらよいですか。	インターネットでも領収書が発行される場合がありますので、購入先でご確認ください。 ※領収書が発行されない場合は、以下内容が記載されている書類をすべてご用意ください。 ①宛名(購入者のフルネーム) ②購入日 ③購入金額 ④金額内訳(購入品名) ⑤購入元の住所・名称
	Amazonで購入しました。 添付書類は領収書の提出でよいですか。	Amazonで購入した場合は支払い明細書の提出をお願いします。 ●注文履歴→請求書のダウンロード→請求書→「支払い明細書」を印刷 ※適格請求書ではなく支払い明細書の提出をお願いします。
	着払いで購入した場合、領収書は「引換金受領証」や「送り状の控え」でよいですか。	「引換金受領証」または「送り状の控え」に加えて、注文時の明細書をお送りください。 ※「①宛名(購入者のフルネーム)②購入日、③購入金額、④金額内訳(購入品名)、⑤購入元の住所・名称」の5点の情報が確認できるようご注意ください。
費用	ポイントやクーポン券で購入した商品は申請できますか。	購入者が実際に負担した金額が対象となります。ただし、購入費用の一部にポイントやクーポンを使用した場合、実際に負担した金額の申請ができません。また、その内訳がわかる明細を添付してください。 (例)10,000円の商品に2,000円分ポイントやクーポンを使用し、8,000円支払った場合は8,000円が助成対象です。
	対象品を購入する際に送料や手数料がかかった。 助成対象となりますか。	送料や手数料は、対象になりません。助成対象は、対象品本体にかかる経費(消費税含む)のみです。
	レンタルの場合も購入したものと同様に1年以内の申請期限はありますか。	レンタル品の場合はレンタルのための費用を支払った日の翌日から1年以内の申請をお願いします。